



令和2年10月20日

29号

発行

一般社団法人小千谷法人会  
小千谷市本町2-1-5  
小千谷商工福祉会館内  
TEL 0258-81-6340  
FAX 0258-83-3632

編集

編集委員会

印刷

(株)位下印刷

## 苗場にドラゴンドラで空中からの紅葉狩りを楽しもう!



苗場スキー場のある「なえば高原」と山頂に広がる「たしろ高原」を結ぶ日本最長のゴンドラ。道のり約5.5km、標高差約425mをアップダウンを繰り返しながら進むスリルと迫力はまさに圧巻です。絵の具で塗ったような一面の見事な紅葉に囲まれながら、アップダウンの道のりをぐんぐん進むドラゴンドラはアトラクションのように感じられることでしょう。

日々赤々と染まる紅葉と天候により七色に変化するといわれる二居湖のコントラストに驚きと感動の25分間の空中散歩を楽しむことができます。

今年は11月3日(火・祝)までの運行期間となっております。

### 「新型コロナウイルスへの経営支援」

小千谷法人会のホームページから無料でインターネットセミナーがご覧いただけます。

今年は新型コロナウイルス感染症の影響で、講演会やセミナーなど計画した事業が実施することができません。会員の方は、下記より小千谷法人会のホームページから、24時間いつでも無料でインターネットセミナーがご覧いただけますので、是非ともこの機会にご利用下さい。

視聴  
方法

小千谷法人会  
ホームページにアクセス

会員無料

小千谷法人会

検索

インターネットセミナー

トップページからインターネット  
セミナーのバナーをクリック!

会員専用ID・パスワード

ID:hj1013

パスワード:3630



## 着任のご挨拶

小千谷税務署長 長野 聡

本年7月の人事異動により、東京国税局課税第二部酒類業調整官から小千谷税務署長として着任しました長野でございます。前任の角山署長同様、よろしく願い申し上げます。

はじめに、今般の新型コロナウイルス感染症による影響を受けている皆様方に心からお見舞い申し上げます。

一般社団法人小千谷法人会の皆様方には、日頃から法人会活動を通じて、税務行政に深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。貴法人会におかれましては、各種研修会・セミナー事業の開催、青年部会による「租税教室」への講師派遣及び女性部会を中心とした「税に関する絵はがきコンクール」の実施など、税知識の普及と納税意識の高揚を促す様々な活動を展開されております。これもひとえに吉澤会長はじめ小千谷法人会の皆様方のご努力の賜物と、深く敬意を表する次第であります。

さて、私ども国税当局は「納税者の自発的な

納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」ことを使命としており、「適切かつ公平な賦課・徴収の実現」に努めるとともに、e-Taxを活用した納税者の皆様方の利便性の向上や行政運営の効率化を図っています。

また、新型コロナウイルス感染症への対応では、感染拡大防止措置により厳しい状況にある方々に向け、既存の期限延長や納税の猶予のほか、新設された納税緩和措置が活用されるよう、ホームページへの掲載による周知やきめ細かな相談体制の整備にも取り組んでおります。

小千谷法人会の活動を通じた皆様方のお力添えは、私どもが税務行政を運営していく上で非常に大きな支えとなっており、誠に心強く感じている次第であります。今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。結びに、一般社団法人小千谷法人会の益々のご発展と会員企業の皆様方のご健勝並びに事業の繁栄を心より祈念申し上げまして、着任の挨拶とさせていただきます。

## 令和元年度 正味財産増減計算書

令和元年度収支決算報告は、去る令和2年6月15日(月)に開催された第8回通常総会にて承認されました。

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

### A. 正味財産増減計算書

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
基本財産運用益	424	424	0
受取会費	8,339,000	8,402,000	△ 63,000
事業収益	2,690,500	3,427,000	△ 736,500
受取補助金	8,813,500	8,136,500	677,000
雑収益	367,451	726,153	△ 358,702
経常収益計(A)	20,210,875	20,692,077	△ 481,202
事業費	16,960,030	18,074,821	△ 1,114,791
管理費	2,497,280	2,379,327	117,953
経常費用計(B)	19,457,310	20,454,148	△ 996,838
当期経常増減額(A-B)	753,565	237,929	515,636
税引前当期一般正味財産増減額	753,565	237,929	515,636
当期一般正味財産増減額	753,565	237,929	515,636
一般正味財産期首残高	8,774,335	8,536,406	237,929
一般正味財産期末残高	9,527,900	8,774,335	753,565
正味財産期末残高	9,527,900	8,774,335	753,565

### B. 財産目録

(単位：円)

科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>	
現預金	4,533,433
前払金	73,500
流動資産合計	4,606,933
<b>【固定資産】</b>	
基本財産(定期預金)	5,000,000
特定資産(退職給付引当資金)	1,652,000
固定資産合計	6,652,000
資産合計	11,258,933
<b>【流動負債】</b>	
預り金(社会保険料、源泉税他)	79,033
流動負債合計	79,033
<b>【固定負債】</b>	
退職給付引当金	1,652,000
固定負債合計	1,652,000
負債合計	1,731,033
正味財産合計	9,527,900



## 会長挨拶

会長 吉澤 貞雄

コロナ禍のもと気がつけば「秋」。納涼会や花火大会など毎年行われていた行事もすべて無くなり季節

感じられないまま時は過ぎてまいりました。消費増税と初めて軽減税率が適用されてから1年が経ちましたが日経電子版の記事(2020/1/10)を参考に振り返って見たいと思います。

総務省が当時発表した昨年11月の家計調査で2人以上の世帯の消費支出は1世帯あたり、物価変動の影響を除く実質で前年同月から2%減り、10月の消費増税から2か月連続で減りました。減少幅は前月(5.1%減)より縮まりました。前回14年の消費増税後の2か月目(8.0%減)と比べても落ち込みは小さく、この時点で持ち直しの兆しが出てきたようです。

項目別では、教養娯楽、保険医療、食料の3分野がプラスとなったほか、食料は今回の増税時に始めた軽減税率が消費を下支えしていると思われる、キャッシュレス決済のポイント還元といった家計支援策の効果もあったようです。台風や水害の影響もありどこまで実態を反映しているかの疑念は残りますが概ね持ち直しは早かったのではなかったかと思えます。

実感的にはかなり効果があったと思えるキャッシュレス決済のポイント還元も6月で終

わり、9月からは「マイナポイント事業」が始まっています。もともと、このマイナポイント事業はマイナポイントの活用により消費の活性化、マイナンバーカードの普及促進、官民キャッシュレス決済基盤の構築を目的とする事業であり、オリンピック、パラリンピック後の消費の下支えに向けた対策と位置付けられていました。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う国民への支援策として一人10万円の特別定額給付金の支給が決まったことによるその給付方法を巡って各国との比較の中でこのマイナンバーカードがとても未熟でこのままではとても活用できるものでないことが分かりました。

そのようなこともあり、菅内閣では来春「デジタル庁」の設置を決め、法案準備室長に平井デジタル改革担当大臣を任命しました。平井大臣は、設置にあたってはできるだけ幅広く国民の声を反映させたいとしてインターネットを通じて意見の募集を始めることになり、政府のホームページに「アイデアボックス」という投稿専用のページを設ける方針とのこと。大いに期待したいところですが国民の個人情報扱う部門でのシステムの構築には国民との地道な信頼関係の醸成が大切であり、それ無くしての成功はないでしょう。法人会といたしましても引き続き注目していきたいと思えます。

## 令和2年度通常総会開催

6月15日南魚沼市ふれ愛支援センターにおいて、第8回通常総会が開催されました。新型コロナウイルス感染症の影響により、ご来賓のご臨席を無くし、記念講演や懇親会も中止とし、3密を防止するため出席者人数を制限し会員のみのきわめて異例の総会となりました。

総会では、令和元年度事業報告及び令和2年度事業計画・収支予算について報告があり、続く令和元年度収支決算については満場一致で原

案通り可決承認されました。

席上、新潟県法人会連合会の会長表彰並びに功労者表彰の伝達式、会員増強優秀地区会への報奨金が贈呈されました。



## 活動報告

### 本会／新しい生活様式に向けて！オンライン会議体験セミナー開催

新型コロナウイルス感染拡大の影響でテレワークの必要性が高まったことから、(株)オーシーエス第一システム事業部・事業部長の阿部友幸氏はじめスタッフの協力を得て、Zoomを使ったオンライン体験セミナーを下記3会場にて開催しました。

受講者からはZoom会議での話し方など参考になりましたとの感想が寄せられました。

◇オンライン会議体験セミナー（32名受講）

- ・ 8月17日 於：小千谷商工会議所
- ・ 8月19日 於：ホテル金誠館
- ・ 8月21日 於：堀之内商工会



### 本会／スマホ&タブレット仕事活用セミナー開催

高性能かつアプリケーションソフトも多く便利なスマートフォンやタブレットを仕事に活かそうと平成商店街協同組合の皆さんから、ZoomやLINEの活用術を学びました。こんな活用方法があるのかと参加者から勉強になりましたとの声が聞かれました。

◇スマホ・タブレット仕事活用セミナー（13名受講）

- ・ 9月14日 於：小千谷商工会議所
- ・ 9月25日 於：南魚沼市ふれ愛支援センター

◇スマホ・タブレット教室（一般）（5名受講）

- ・ 9月19日 於：小千谷商工会議所



#### ○湯之谷地区会

### 雇用調整助成金個別相談会開催

5月14、21日、杵淵社労士・行政書士法人星事務所 星頼久氏による雇用調整助成金個別相談会を開催しました。新型コロナウイルス感染により観光業、宿泊業の多い当地区会でも影響が大きく、特に従業員の雇用に関してはどうしてよいのか等経営者の声も多くあり、個社の状況も様々な中で雇用調整助成金の申請について個別対応したところ事業所の方々から「助かりました」「聞いてよかったです」等の声が聞かれました。

#### ○六日町地区会

### ビジネスマナー講座開催

恒例のビジネスマナー講座を9月1日(株)マナーズ 山田節子氏を迎え、本年は3密防止からほてる木の芽坂において開催しました。

セミナーでは、これから人に代わってAIが活躍する時代となる中で、人間が磨くべき3つの力として①ホスピタリティ②クリエイティビティ③マネジメントをかけた、その中でもホスピタリティ、いわゆるおもてなしの心は、人の心を開かせるための大きな手段となるということから始まり、お客様の心をつかむ接客サービスとは何かを学んだ後、実践として電話対応や訪問先での名刺交換、お客様のお迎え・お見送りの方法を学びました。

講座終了後は、「受ける前と後で受講した方たちの挨拶がとてもよくなった」と開催した会場スタッフさんからの言葉に充実したセミナーにすることができたと実感しました。





## 小学生児童に向けて「租税教室」開催

副部長 山崎直樹

青年部会では登校再開となった6月より、各地区で小学校の児童に租税教室を開催しました（9月現在12校で493名が受講）。緊急事態宣言の発令と終了の直後であり、また指導要綱の改正による時期の変更など、例年にならぬ条件下での開催となりました。秋の絵はがきコンクール開催を控える女性部会の皆様のご助力を得て、感染対策を万全に施したうえで子どもたちに税金のことを考えてもらいました。時期的に新型コロナ対策で政府や地方自治体の報道が頻繁に行われたからか、税金に対して興味を持った児童も多く見受けられ、みんな真剣に聞いていました。小千谷地区では税の仕組みを教えることに加え、対比として諸外国に暮らす同年代の子どもたちの現状を伝え、税金の必要性や使い途をクイズ等を交えながら考えてもらうように工夫をしました。重ねて、この先の時代を作っていくのは君たち

であり、その為にも選挙権をしっかりと活用して、主体性をもっていい世の中を作っていくってほしいと期待を伝え、締めくくりました。



## 青年部会会員募集中

一般社団法人 小千谷法人会青年部会は  
良き「経営者」を目指す  
青年が集う団体です



## ■税に関する絵はがきコンクール実施

第9回目となる税に関する絵はがきコンクールを募集したところ9校より233点集まり、9月18日審査会を行いました。

結果は

- |             |        |           |         |    |
|-------------|--------|-----------|---------|----|
| ○小千谷税務署長賞   | 小千谷小6年 | ほしの星野まつぎ  | りょうけん了頭 | さん |
| ○小千谷法人会 会長賞 | 小千谷小6年 | まつざき松崎あおき | はな鈴     | さん |
| ○〃 青年部会長賞   | 六日町小6年 | あおき青木かみむら | りり璃     | さん |
| ○〃 女性部会長賞   | 小出小6年  | 上村        | はな花     | さん |

全応募作品は11月9日から23日までサンプラザ（小千谷市）にて展示いたします。

## ■福祉施設へタオル寄贈

法人会の講演会・セミナー等で集めた不要になった新しいタオルを21ヶ所目となる介護老人福祉施設つつじガーデン（小千谷市）並びに特別養護老人ホームこころの杜（南魚沼市）へ寄贈しました。

不要になった新しいタオルは事務局へお届けください。



つつじガーデン



こころの杜

## これからの事業活動

### ■世界一受けたい授業「がんのひみつ」……オンラインセミナーにて開催

がんは、わずかな知識の有無で運命が変わる病気です。  
日本是世界一のがん大国です。これは日本人のがんを知らないことが大きな原因と言えます。

がんの不幸を減らすためにがんの知識を身につけていただく講演です。

日時 11月14日(土) 11:00~12:30  
会場 サンプラザ(小千谷市城内1丁目8-25)  
講師 東京大学医学部附属病院 放射線科准教授 中川 恵一氏  
定員 100名/入場無料

※ご来場の皆様には、中川恵一氏のがんのひみつ コンサイス版&除菌ティッシュを進呈します。



### ■お金のキャリア教育／親子で学ぶ お金の授業

……オンラインセミナーにて開催

日時 11月28日(土) 午前10時~11時30分  
会場 サンプラザ(小千谷市城内1-8-25)  
内容 お金はどこからやってくる? お金と物の上手な使い方など…  
対象者 小学校高4・5・6年生~中学生の親と子100名/入場無料  
講師 (株)イー・カンパニー(キッズマネーステーション)



申込み先 一般社団法人 小千谷法人会 TEL 0258-81-6340

法人会ではタオルを社会福祉施設へ寄贈しています。不要の新しいタオルをご持参ください。

### ■【地区会】塩沢地区会 地域経済セミナー

日時 10月29日(木) 14:00~15:30  
会場 塩沢商工会館  
講師 元衆議院議員 金子 恵美氏  
テーマ 新政権下での地域経済のゆくえ  
定員 35名(先着順)  
申込み先 小千谷法人会塩沢地区会 TEL 025-782-1206



### 新会員ご紹介 —— ご入会ありがとうございます ——

地区会	企業名	所在地	業種
守門	(株)うおぬま小岩農園	魚沼市大倉	農業
塩沢	税理士法人ミライテラス 大竹事務所	南魚沼市塩沢	サービス業

### 小千谷税務署 幹部職員

役職名	氏名	前職
署長	長野 聡	東京国税局 課税第二部 酒類業調整官
総務課長	大畑 勝	関東信越国税局 課税第一部 課税総括課 総括主査

下記の情報については【国税庁ホームページ／税の情報・手続・用紙／税について調べる／新型コロナウイルス感染症に関する対応等について／新型コロナウイルスに関するFAQ】

**問9 個人に対して国や地方公共団体からの助成金が支給された場合の取扱いより抜粋して掲載しております**

(参考) 1 新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して国等から支給される主な助成金等の課税関係 (例示)

非 課 税	<p><b>【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金 (雇用保険臨時特例法 7 条)</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対応休業給付金 (雇用保険臨時特例法 7 条)</li> </ul> <p><b>【新型コロナ税特法が非課税の根拠となるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別定額給付金 (新型コロナ税特法 4 条 1 号)</li> <li>・子育て世帯への臨時特別給付金 (新型コロナ税特法 4 条 2 号)</li> </ul> <p><b>【所得税法が非課税の根拠となるもの】</b></p> <p>○学資として支給される金品 (所得税法 9 条 1 項 15 号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生支援緊急給付金</li> </ul> <p>○心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金 (所得税法 9 条 1 項 17 号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金</li> <li>・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券</li> <li>・東京都のベビーシッター利用支援事業における助成</li> </ul>
-------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

課 税	<p><b>【事業所得等に区分されるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・持続化給付金 (事業所得者向け)</li> <li>・家賃支援給付金</li> <li>・農林漁業者への経営継続補助金</li> <li>・文化芸術・スポーツ活動継続支援</li> <li>・東京都の感染拡大防止協力金</li> <li>・雇用調整助成金</li> <li>・小学校休業等対応助成金</li> <li>・小学校休業等対応支援金</li> </ul> <p><b>【一時所得に区分されるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・持続化給付金 (給与所得者向け)</li> </ul> <p><b>【雑所得に区分されるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・持続化給付金 (雑所得者向け)</li> </ul>
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(参考) 2 国等から支給される主な助成金等の課税関係 (例示)

(新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して給付されるものを除く)

非 課 税	<p><b>【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険の失業等給付 (雇用保険法 12 条)</li> <li>・生活保護の保護金品 (生活保護法 57 条)</li> <li>・児童 (扶養) 手当 (児童手当法 16 条、児童扶養手当法 25 条)</li> <li>・被災者生活再建支援金 (被災者生活再建支援法 21 条)</li> </ul> <p><b>【租税特別措置法が非課税の根拠となるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・簡素な給付措置 (臨時福祉給付金) (措置法 41 条の 81 項 1 号)</li> <li>・子育て世帯臨時特例給付金 (措置法 41 条の 81 項 2 号)</li> <li>・年金生活者等支援臨時福祉給付金 (措置法 41 条の 81 項 3 号)</li> </ul> <p><b>【所得税法が非課税の根拠となるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学資と支給される金品 (所得税法 9 条 1 項 15 号)</li> <li>・東京都認証保育所の保育料助成金 (所得税法 9 条 1 項 15 号)</li> </ul>
-------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

課 税	<p><b>【事業所得等に区分されるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・肉用牛肥育経営安定特別対策事業による補てん金</li> </ul> <p><b>【一時所得に区分されるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すまい給付金</li> <li>・地域振興券</li> </ul> <p><b>【雑所得に区分されるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業における割引券 (通常時のもの)</li> <li>・東京都のベビーシッター利用支援事業における助成 (通常時のもの)</li> </ul>
--------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方へ

## 消費税の課税選択の変更に係る特例について

税務署に申請し承認を受けることで、課税期間開始後であっても  
消費税の課税事業者を選択する（やめる）ことができます。

### 特例の対象となる事業者

- 新型コロナウイルス感染症等の影響により、  
令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間のうち  
任意の1か月以上の期間の事業としての収入が、  
著しく減少（前年同期比概ね50%以上）している事業者

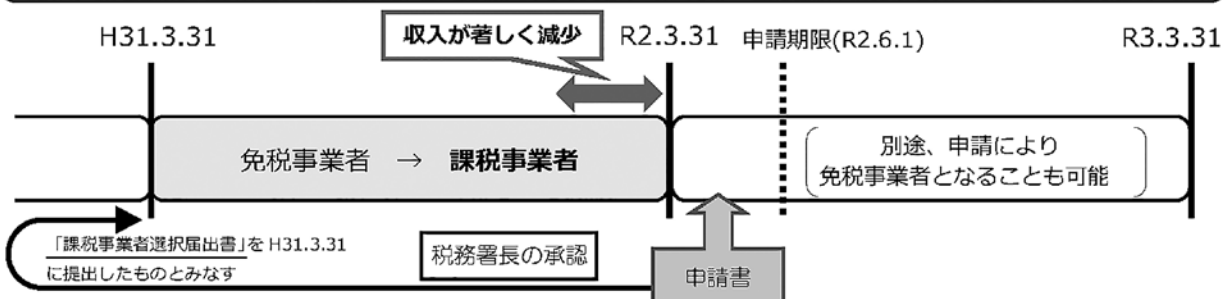
### 消費税の課税事業者を選択する（やめる）届出等の特例

- **特例対象事業者は、税務署長の承認を受けることで、特定課税期間以後の課税期間について、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する（又はやめる）ことができます。**
  - ※ 「特定課税期間」とは、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業としての収入の著しい減少があった期間内の日を含む課税期間をいいます。
  - ※ 特例の承認を受けようとする場合、原則として、特定課税期間の確定申告期限までに、承認申請書を税務署に提出してください。
  - ※ 課税事業者の選択をやめる場合であっても、納税義務が免除される事業者は、その課税期間の基準期間（法人は前々事業年度、個人事業者は前々年）における課税売上高が1,000万円以下の事業者等です。
- **また、本特例により課税事業者を選択する（又はやめる）場合、2年間の継続適用要件等は適用されません。**
  - ※ このほか、新設法人が調整対象固定資産を取得した場合等における納税義務免除の制限について、税務署長の承認によりその制限を解除する特例が設けられています。



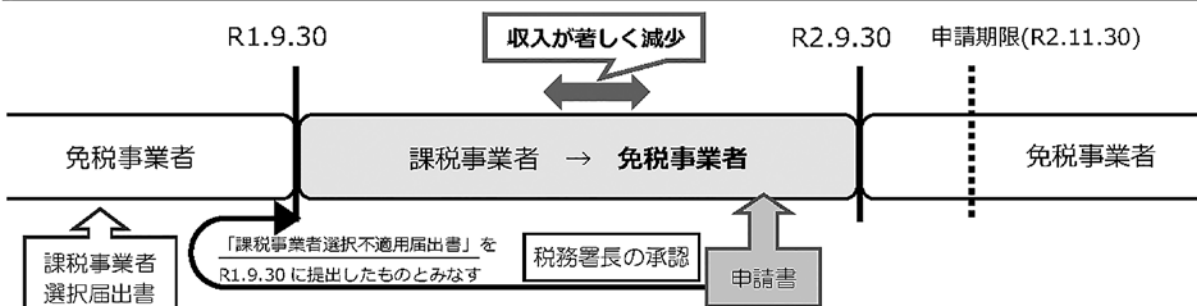
### 免税事業者が課税事業者を選択する場合の具体的な適用事例

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月1日から31日の1ヶ月間において、事業としての収入が著しく減少したため、令和2年3月期について、課税事業者を選択し、一般課税により申告を行う場合（3月末決算法人の場合）



### 課税事業者の選択をやめる場合の具体的な適用事例

当初、令和2年9月期について課税事業者を選択していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月1日から31日の1ヶ月間において、事業としての収入が著しく減少したため、令和2年9月期から課税事業者の選択をやめて免税事業者となる場合（9月末決算法人の場合）



(注) 免税事業者になることができるのは、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者等です。

### 簡易課税制度の適用に関する特例について

- 消費税の簡易課税制度の適用に関しては、現行法において、「災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた場合」の特例が設けられています（消費税法37条の2）。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）必要が生じた場合、税務署長の承認により、その被害を受けた課税期間から、その適用を受ける（又はやめる）ことができます。

- ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問合せください。
- 申請書の様式など、手続の詳細については、国税庁ホームページをご参照ください。

国税庁

検索

詳細は右のQRコードにアクセス

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/shohi/index.htm>



～受賞おめでとうございます！～



【県功労者表彰】 県連副会長  
会長 吉澤 貞雄氏



【県功労者表彰】 県連理事  
副会長 山崎 義信氏



【県功労者表彰】 常任理事  
川口地区会長 内藤 篤氏



法人会の経営者大型総合保障制度  
**広げよう  
企業保障の  
大きな傘を**

法人会の「経営者大型総合保障制度」は  
1971年に創設されました。  
想いをつないで50年。  
これからも会員のみなさまと共に歩み、  
企業保障の大きな傘で  
会員のみなさまをお守りしてまいります。

**DJIDO** 大同生命保険株式会社  
新潟支社 長岡営業所/  
新潟県長岡市今朝白1-8-18(長岡DNビル2F)  
TEL 0258-32-1951

**AIG** AIG損害保険株式会社  
長岡支店/  
新潟県長岡市柏町2-2-36(富士火災長岡ビル)  
TEL 0258-33-9009

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも**集団扱**の割安な保険料でご加入いただけます。

がんを含む  
病気や  
ケガの  
備えに

ライフステージの変化に  
**ちゃんと応える  
医療保険EVER**

心配な  
「がん」の  
備えに

**NEW**

アフラックの  
生きるためのがん保険  
**ALL-in**

「生きるためのがん保険Days1 ALL-in」は、がんに関する治療費に加え、治療関連費も幅広くまとめて保障する保険です(所定の支払事由に該当する必要があります)。  
◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

(引受保険会社)

「生きる」を創る。

**Aflac** アフラック

新潟支社

〒950-0088 新潟県新潟市中央区万代4-4-27 新潟テレコムビル4F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

法人会がん保険制度  
法人会医療保険制度